



杉並区応急小口資金貸付のご案内

この制度は、災害や病気などで応急に資金を必要とし、これに要する費用を他から借り受けることが困難な所得の低い世帯の方に、区が無利子で資金をお貸しするものです。

貸付理由

次に掲げる費用を必要とし、その費用に困窮している場合であることが要件です。具体的には福祉事務所の窓口でご相談ください。

- (1) 災害等により、今住んでいる住宅又は家財に被害を受けた場合
- (2) 本人又は同居の親族が病気又は傷害を受け、治療等に要する費用に困窮する場合
- (3) 日常の生活必需品（エアコン等）の購入費用に、一時的に困窮する場合
生活費や家賃、住居の更新費用等は対象外です。
- (4) 本人又は同居の親族がやむを得ない理由により、旅行するため支出を要する場合
- (5) 本人又は同居の親族の葬祭等のため支出を要する場合
- (6) 犯罪被害者等で、被害を受けたことを原因として転宅費用など応急に必要となった場合（警察署へ被害届を出しているなど、客観的に被害者であることが確認できることが必要です。）

貸付内容

お貸しする資金の限度額は、1世帯あたり以下のとおりです。限度額＝貸付額ではありません。

- (1) 一般貸付 10万円以内（区が特に必要があると認めるとき 30万円以内）
- (2) 医療費貸付 50万円以内
- (3) 災害貸付 50万円以内（ただし、単身世帯は30万円）

必要額の見積書等の提出が必要です。

10万円を超える場合は連帯保証人が必要です。

申込者の資格

- (1) 世帯主であること
- (2) 3か月前から引き続き杉並区に居住していること
- (3) 連帯保証人を一人たてられること（貸付申込金額10万円を超える場合）
実際にご連絡し、連帯保証人の意思を確認します。
- (4) この資金の償還が確実であること
住民税や他の貸付の滞納がないこと
就労等で安定した収入が見込まれ、収支のバランスがとれていること
- (5) 現在、生活保護を受けていないこと
- (6) 企業内共済制度もしくは公務員共済制度加入者で、この共済制度による生活資金の貸付けを受けることができない世帯であること
- (7) 現在、この資金を借り受けていないこと
- (8) 規則で定める収入基準以下であること
一般貸付、災害貸付は、生活保護基準額の2倍以下
医療貸付は、生活保護基準額の3倍以下

※下記の世帯はご利用いただけません

- 生活保護世帯
- 収入がないか少ないために恒常的に生活困窮している世帯
- 多額な負債がある方、返済が滞っている方がいる世帯
- 債務整理や自己破産の予定がある方、債務整理中の方がいる世帯
- 生活状況が確認できない世帯

連帯保証人の資格

- (1) 引き続き3か月以上杉並区内に居住していること
ただし、この居住要件を満たす人がいない場合には、関東各都県（東京、埼玉、千葉、神奈川県、茨城、栃木、群馬）及び山梨県内に居住していること
- (2) この資金について保証能力が充分と認められること
- (3) 住民税を課税されており、これを滞納していないこと
- (4) この資金を借り受けていないこと

必 要 書 類 (申込理由などにより必要書類が異なります)

- (1) 応急小口資金貸付申込書 (10万円を超える申込の場合、連帯保証人と連署。)
- (2) 最近の収入状況が明らかにできるもの
 - ・ 給与明細書 (最近3か月間)、年金証書及び支払通知書、預金通帳 など (申込みする世帯の、所得のある方全員のものが必要です)
 - ・ 雇用契約書、採用証明書 (新しい勤務先のもの)
- (3) 貸付理由に応じた必要書類 (目的及び費用概算等が確認できるもの)
 - ・ 災害等に伴う住宅の補修等の請求書・見積書、り災証明等
 - ・ 医療機関からの請求書・領収書
 - ・ 生活必需品 (エアコン等) の購入に関する請求書・見積書
 - ・ 葬祭に要する費用の見積書
 - ・ 転宅費用等が確認できる書類
- (4) この資金の償還が確実であることを証する書類 (世帯全員のものが必要です)
 - ・ 預金通帳
 - ・ 負債の残高、返済状況等がわかる書類
 - ・ 生活費収支内訳書 (家賃等の契約書、公共料金の請求書を添付)
- (5) 申込者の印鑑証明書 (申込額が8万円を超える場合)
- (6) 連帯保証人の印鑑証明書 (申込額が10万円を超える場合)
- (7) 連帯保証人の住民登録が杉並区以外の場合は、次のものが必要です
 - 連帯保証人の住民票の写し (本籍・続柄記入のもの)
 - 連帯保証人の住民税の納税証明書 (最新のもの)
- (8) その他
 - ・ 貸付理由、世帯の生活状況、世帯の収入状況、連帯保証人の状況等に応じて、必要な書類を提出していただくことがあります。

利 子

無利子

償 還

貸付けた月の翌月から、6か月据置いた後、償還が始まります。

借受額	償還方法
10万円以内	10か月以内の均等月賦償還
10万～20万円以内	20か月以内の均等月賦償還
20万円以上	30か月以内の均等月賦償還

※いつでも繰上償還できます。

